

## Ⅷ 悪 臭

### 1. 概 況

私たちの身のまわりには、多くの人から好まれるにおい（芳香）から大部分の人に嫌われるにおい（悪臭）まで、様々な「におい」が存在しています。この中で人に不快感や嫌悪感を与える悪臭が工場・事業場などから排出され、周辺住民の生活環境を損なうと悪臭公害となります。

悪臭は騒音・振動と同様に感覚公害であり、種々の物質が混じり合い発生するケースが多く、住民の悪臭に対する評価が生活様式や健康状態により異なるということが特徴としてあげられます。

本市では、悪臭の規制を悪臭防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づいて行っています。

そして、本市では、平成15年11月1日から悪臭防止法に基づき、先進的な取り組みとして全国で21番目に、悪臭の規制方法を従来のアンモニアなど22種類の悪臭原因物質の濃度規制から、嗅覚測定法による臭気指数規制に変更しました。

この臭気指数規制は、複数の人の鼻で臭いをかいで臭い状態を数値化したものなので、22種類以外の悪臭物質の臭いや色んな物が混ざった複合臭も規制することができ、悪臭苦情の現状に沿った対応や住民の被害感により適った規制ができるようになりました。

また、規制地域も従来の市街化区域のみから市内全域に拡大しました。ただし、市街化調整区域については、新たに規制地域になることから、平成16年11月1日に規制を開始しました。

## 2. 悪臭防止法による規制基準 (平成 15 年 8 月 1 日小田原市告示第 6 9 号)

### (1) 規制地域

小田原市全域とする。

### (2) 臭気指数の規制基準

| 区 分                  |         | 許 容 限 度  |
|----------------------|---------|--|
| 第 1 号規制基準<br>(敷地境界線) | 第 1 種区域 | 臭気指数 1 0   |
|                      | 第 2 種区域 | 臭気指数 1 5   |
| 第 2 号規制基準 (気体排出口)    |         | 第 1 号規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数 |
| 第 3 号規制基準<br>(排水)    | 第 1 種区域 | 臭気指数 2 6   |
|                      | 第 2 種区域 | 臭気指数 3 1   |

#### 備考

- 1 第 1 号規制基準とは、悪臭原因物質の気体で事業場の敷地の境界線の地表における規制基準です。(悪臭防止法第 4 条第 2 項第 1 号)
- 2 第 2 号規制基準とは、悪臭原因物質の気体で事業場の排出口における規制基準です。(悪臭防止法第 4 条第 2 項第 2 号)
- 3 第 3 号規制基準とは、悪臭原因物質の水で事業場の敷地外における規制基準です。(悪臭防止法第 4 条第 2 項第 3 号)
- 4 第 1 種区域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号のうち住居系地域です。
- 5 第 2 種区域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号のうち準住居地域と商業系地域、工業系地域そして都市計画法第 7 条第 1 項のうち市街化調整区域です。

## 3. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

1. 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
2. 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
3. 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周辺の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りではない。
4. 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5. 悪臭を発生する原材料・製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。